

平成27年第3回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月30日（月曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	3月30日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	3月30日 15時05分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 山 城 佐 百 合 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君
	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	福 祉 保 健 課 参 事	亀 里 裕 治 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	総 務 課 長 補 佐	新 城 米 広 君	教 育 行 政 課 長 補 佐	山 城 直 也 君
	公 営 企 業 課 長 補 佐	知 念 淳 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成27年第3回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年3月30日（月）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（7番 渡久地政雄・8番 亀里敏郎）
第2		会期決定の件
第3		村長の行政報告
第4	報告第4号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について
第5	議案第33号	平成26年度伊江村一般会計補正予算（第9号）
第6	議案第34号	平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第6号）
第7	議案第35号	平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
第8	議案第36号	平成26年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
第9	議案第37号	伊江小学校校舎・伊江幼稚園園舎改築併行防音工事（除湿換気）の請負契約について
第10	議案第38号	伊江村家畜市場の指定管理者の指定について
第11	議案第39号	伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例
第12	議案第40号	伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定について
第13	議案第41号	伊江村保育所設置条例
第14	議案第42号	伊江村保育所等の保育料に関する条例
第15	議案第43号	東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）の請負契約の変更について
第16	議案第44号	伊江村救急患者搬送費助成に関する条例の一部を改正する条例
第17	議案第45号	伊江村無線基地局及び陸上移動局の設置及び管理に関する条例
第18	議案第46号	伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定について
第19	議案第47号	伊江漁協製氷施設改築工事（建築）の請負契約について
第20	議案第48号	伊江漁協製氷施設改築工事（製氷・冷凍冷蔵設備）の請負契約について
第21		閉会中の議員派遣について

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、平成27年第3回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって7番 渡久地政雄議員、8番 亀里敏郎議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 村長の行政報告を行います。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

おはようございます。平成27年第3回伊江村議会臨時会は、平成26年度の最終議会を招集しましたところ、全議員の出席を賜り感謝を申し上げます。それでは、行政報告をさせていただきます。

1点目、運用支援分遣隊のアラーム誤作動について、御報告をいたします。3月21日土曜日、午後10時32分ごろ、伊江島運用支援分遣隊のほうから警報のようなものが鳴っているとの、村民からの通報が役場であり、当直の消防団員が基地渉外官に問い合わせをしたところ、アラート、津波、地震等避難警報アラートの誤作動により周辺に鳴り響いたとのこととあります。夜間の出来事であり、村民に動揺や不安を与えることとあり、翌日基地渉外官を通して、伊江島分遣隊長に原因の究明と、早目に修繕を行うよう申し入れをいたしております。また、近日中に分遣隊長と面談し、直接申し入れをしていきたいと考えております。

2点目に、伊江村住生活基本計画、公営住宅ストック総合活用計画の策定について、報告を申し上げます。お手元に配付をしておりますが、伊江村住生活基本計画公営住宅ストック総合計画を策定し、概要版と併せて配付をしておりますので、今後の議会活動等の参考にしていただければと思います。

3点目、建設事業執行状況の報告について、先の定例議会後の建設業の執行状況は、配付した資料のとおり、工事5件を執行いたしておりますので、御報告をさせていただきます。

以上で、行政報告を終わります。

○ 議長 島袋義範君

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4 報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出についての報告理由を申し上げたいと思えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、全ての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出をするとともに、公表することが義務付けられております。このことに基づいての報告となっているところであります。

なお、報告書の内容等については、教育長から説明をさせたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮里徳成君

それでは報告第4号を説明いたします。

お手元の報告書をごらんになっていただきたいと思います。

まず1ページをお開きいただきますと、報告書の趣旨がございます。それは先ほど、村長のほうから報告の理由があり、その趣旨になっております。(2)点検・評価の対象については、毎年3月の定例議会で、「伊江村教育主要施策」をお配りしてありますが、その施策の中で掲げている学校教育、社会教育、それから社会教育の各重点事項をひとつずつ取り上げて、どのような取り組みをして、どのような成果が出て、そしてどのような課題があって、今後どのような方向に進んでいくかということ、ひとつひとつをもって、全職員で内部評価をしております。

それから、学識経験を有する方々、今回は(5)委員の名桜大学の太城美喜雄先生、社会教育及び幼児教育で内間三枝先生です。社会体育及び青少年教育でスポーツ少年団、それから現村P連会長であります玉城盛栄さんの、3名の方々に前もって報告書をお配りして、コメントをいただいて評価をして、その結果がこの報告書になっております。

2ページから教育委員会の活動状況、3ページ、4ページもそのとおりとなっておりますが、村教育委員会の開催が11回と、教育委員の活動実績が49回となっております。

5ページからは各項目ごとの取り組み状況、成果及び課題・方向性、そして内部評価での段階評価、A段階からD段階までの評価をしてあります。そして伊江村教育委員会が所管するさまざまな資料を添付してありますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。なお、この報告書につきましては、各年度の決算にもつながっていますので、ぜひごらんになっていただきますよう、お願いいたします。

以上、報告、説明といたします。

済みません、2点ほど説明の間違ひがありましたので、訂正いたします。「児童教育」と説明したようです。「幼児教育」です。「せさく(施策)」と言った部分がありまして、それも「しさく(施策)」の2カ所の訂正がありますので、よろしく申し上げます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第4号は終わりました。

日程第5 議案第33号 平成26年度伊江村一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第33号の提案理由を説明する前に、私先ほど行いました行政報告で、執行状況報告、工事を私5件と申しあげましたが、皆さんのお手元に配付してあるとおり、4件でございますので、4件に訂正をさせていただきますと思います。

議案第33号 平成26年度伊江村一般会計補正予算(第9号)の提案理由を御説明申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,404万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,544万8,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

(繰越明許費の補正)第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」によりたいと思います。

4ページをお開き願います。第2表の繰越明許費補正、2款総務費の総務管理費、地域創生戦略支援交付

金（先行型）で3,350万円、同じく地域創生戦略支援交付金（消費喚起型）で1,811万5,000円、6款の農林水産業費、1項農業費の村づくり交付金事業（伊江地区）で1億4,354万3,000円、元気な地域づくり交付金（東江前第1地区）で8,014万2,000円、団体営農地保全整備事業（フナズ地区）で1,530万円、3項の水産業費、産地水産業強化支援事業で406万円、10款の教育費、2項小学校費で、伊江小学校校舎改築併行防音工事で1億1,214万5,000円、4項の幼稚園費、伊江幼稚園園舎改築併行防音工事で1,491万2,000円、あわせて3億7,010万2,000円を補正追加し、補正前の額2億3,821万6,000円に、先ほどの金額を追加補正し、6億831万8,000円を次年度に繰り越して、事業を執行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、事項別明細書をもって、各担当課長から詳細については、御説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入の御説明をいたします。歳入の1ページをごらんください。11款1項1目地方交付税、1節の普通交付税につきましては、算定後の追加交付による164万7,000円の増額。2節特別交付税につきましては、交付決定による5,894万7,000円の増額補正でございます。

次の歳入2ページ、12款1項1目交通安全対策特別交付金につきましても、交付決定に伴う21万4,000円の減額補正でございます。

歳入3ページ、14款1項1目総務使用料の細節2. 印刷器具使用料につきましては、実績による2万円の減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

同じく2目民生使用料275万円の増額でございますが、保育所使用料で実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳入4ページです。14款2項4目農林水産手数料、細節1. メジロ飼養登録票の交付手数料、登録者が2名減による減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

歳入5ページでございます。15款1項1目民生費国庫負担金237万円の減額でございますが、6節身体障害者福祉費国庫負担金で実績に伴う計上でございます。

次の6ページでございます。15款2項1目民生費国庫補助金4,000円の減額でございますが、細節2. 防音事業関連維持費補助金で、確定通知に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋義範君

福祉保健課参事 亀里裕治君。

○ 福祉保健課参事 亀里裕治君

同じく2目衛生費国庫補助金、細節1. 疾病予防対策事業補助金19万3,000円の減額は、女性が健診に係

る補助金でございますが、受診実績による減額計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

3目農林水産業費国庫補助金、細節14. 国営土地改良事業事務費補助金、細節16. 小水力等農村地域資源利活用事業、それぞれ事業実績に伴う減額でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

4目土木費国庫補助金、16万3,000円の増額計上でございますが、村営住宅の改修事業に伴う事業の確定によりまして増額となっています。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

5目教育費国庫補助金、1,317万円の減額であります。細節1. 要保護児童生徒援助費補助金、細節4. 防音事業関連維持費助成金、細節11. へき地児童生徒援助費補助金。これは離島高校生、就学支援補助金でございますが、それぞれ実績による減額でございます。細節22. 伊江小学校防音工事補助金1,130万円の減額。細節23. 伊江幼稚園防音工事補助金155万円への減額でございます。これにつきましては、空調設備工事関連の防衛局補助事業分でございます。事業交付決定が3月となり、事業実施について、防衛局との調整でゼロ国債で事業実施することになり、それに伴う補助金の減額でございます。ゼロ国債とは、国庫債務負担行為のことで、公共事業を実施する際に、契約はその年度内に行うが、予算の執行は翌年度以降にする一種の予算の先取りを示す言葉で、その年度の予算には計上されないため、ゼロ国債と呼ばれています。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

同じく7目総務費国庫補助金61万4,000円の補正減額につきましては、細節2. 多目的屋内運動場施設整備事業の実績に伴う減額補正でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳入7ページをお願いいたします。15款3項2目民生費委託金42万円の計上でございますが、1節国民年金事務委託金41万6,000円の計上でございます。国からの決定通知に基づき計上してございます。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城 和廣 君

同じく2節児童福祉事務委託金4,000円の増額でございますが、特児扶養手当事務委託金で実績に伴う計上でございます。

次のページをお願いいたします。16款1項1目民生費県負担金118万4,000円の減額でございますが、5節身体障害者福祉費、県負担金で実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳入9ページでございます。16款2項1目総務費県補助金の細節53. 地方バス運行補助金3,000円の減額につきましては、去る2月の県による補助金検査を受けての交付決定通知によるものでございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金 城 和 廣 君

2目民生費県補助金71万1,000円の減額でございますが、2節社会福祉費補助金、重度心身障害者（児）医療費補助金で22万5,000円の減額でございます。3節児童福祉費補助金のうち、細節3. 安心子ども基金事業で1万4,000円の増額で、実績に伴う計上でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

福祉保健課参事 亀里裕治君。

○ 福祉保健課参事 亀 里 裕 治 君

同じく細節4. こども医療費補助金50万円の減額計上の実績によるものです。3目衛生費県補助金、細節1. 健康増進事業費等補助金1万8,000円の減額計上についても、事業対象費の実績によるものでございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

4目農林水産業費県補助金209万6,000円の減額補正となっておりますが、細節66. から細節116. まで、それぞれ事業量の増減に伴い、実績による増減でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳入10ページでございます。16款3項1目総務費県委託金の細節4. 県知事選挙事務委託金97万7,000円、細節6. 衆議院議員選挙事務委託金106万1,000円の減額は、いずれも実績に伴う県からの交付決定による措置でございます。

歳入11ページ、18款1項3目総務費寄附金、細節1. ちゅら島づくり応援寄付金につきましては、実績により217万7,000円を増額補正いたします。現在までの寄附金につきましては、17名の方から217万8,000円の寄附を頂戴しております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大 城 強 君

4目教育費寄附金1,043万円の増額であります。これは伊江村人材育成会へ、平成26年4月より、平成27年3月までの香典返しと一般寄附金あわせて32件の寄附金でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

歳入12ページをお願いいたします。19款2項11目特定防衛施設周辺整備調整交付金基金9万8,000円の減額につきましては、水道施設整備事業の水道老朽管改修工事の実績に伴う繰入金の減額補正でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳入13ページ、21款3項6目2節雑入の細節10. 自動販売機売上金につきましては、役場前の自動販売機の売上げ増によるものでございます。ひとつ飛びまして細節34. 新市町村振興宝くじ助成事業、細節59. サマージャンボ配分金の減額につきましては、実績による減額補正でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知 念 吉 久 君

細節の29. 苗木代ですが、ハイビスカス苗木の販売が150万円見込めますので増額をしております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大 城 強 君

細節80. 埋蔵文化財発掘調査業務料につきましては、交付決定による増額でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳出の説明に移ります。歳出1ページ、1款議会費におきましては144万円の減額となっております。3節職員手当等、7節賃金、9節旅費、10節交際費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料、いずれも実績による減額措置でございます。

歳出2ページです。2款総務費、1項1目一般管理費におきましては574万8,000円の増額となっております。負担金補助金及び交付金の増額が影響しております。1節報酬の細節102. 行政改革推進委員報酬につきましては、今年度におきましては、委員会を開催しなかったことによる減額措置でございます。4節共済費、細節5. 雇用保険料負担金は実績に伴う95万3,000円の減額で、細節6. 健康・厚生年金保険料負担金につきましては、不足が見込まれますので25万円の増額をお願いします。7節賃金、8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、実績による減額措置でございます。19節負担金補助金及び交付金におきましては、細節1. 市町村総合事務組合負担金1,452万3,000円の増額補正でございます。これは退職者特別負担金といたしまして、増額措置とするものでございます。細節108. 行政相談連絡担当者協議会につきましては、実績によるものでございます。118. 地方バス運行対策補助金につきましては、歳入でも申し上げましたが、去る2月に実施されました県の補助金検査を受けて決定された補助金額として減額となりました。

次のページ、歳出3ページでございます。2目文書広報費175万4,000円の減額でございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費、いずれも実績に伴う減額となっております。4目財産管理費におきましては、1億3,589万2,000円の増額でございます。11節需用費、12節役務費、13節委託料、27節公課費においては、実績による減額でございます。委託料の減額措置につきましては、浄化槽委託料等で、診療会計分も一緒に計上されておりましたが、執行会計を分けるべきと判断いたしまして、その分の経費を減額したための措置でございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、多目的屋内運動場施設整備事業に伴う旅行村に隣接いたします民宿の立ち退き補償金として200万円を計上させていただきます。復帰間もない時期、昭和48年ごろに村内有志4名の方で、村の土地を借り受け宿泊施設を整備し、長年村の観光振興に御尽力いただきました。現在はその中のお一人で観光客の受け入れ及び民家体験泊事業を担っておられましたが、平成27年度

本施設整備事業の着工に当たり、村からの要請に応じて、土地の明け渡しに同意をいただいております。今日まで村の観光振興、地域活性化に多大な貢献をいただいた関係者にお礼を申し上げたいと思います。25節積立金、101. 財政調整基金積立金1億1,051万9,000円、103. 減債基金積立金3,000万円につきましては、本補正予算の歳出予算の減に伴う調整額として積み立てる措置でございます。112. 地域の元気臨時交付金の4万1,000円は、利息等による実績による減額措置でございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

5目企画費でございます。1節報酬、9節旅費、18節備品購入費の減額につきましては、それぞれ実績によるものでございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

次のページ、歳出4ページです。7目レク広場関連費、11節需用費の101. 村民レク広場関連費につきましては、実績に伴う7万9,000円の減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

8目北部振興事業費の9節旅費、11節需用費、それと13節委託料はそれぞれ実績に伴う減額補正でございます。12節役務費の3,000円の増額につきましては、建築確認手数料に不足が生じておりますので、増額補正をしております。よろしく願いいたします。

続きまして9目、特別事業対策費、15節工事請負費83万8,000円の減額につきましては、細節1239. 細節1247. 細節1261. それぞれの実績に伴う減額補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳出5ページでございます。2款4項1目選挙管理委員会費におきましても、9節旅費、11節需用費ともに実績による減額措置となっております。2款4項4目県知事選挙費におきましては、財源補正でございます。6目衆議院議員選挙費につきましては、12節役務費において、細節間で組み替える措置でございます。

次の歳出6ページ、2款5項2目指定統計費につきましては、19万5,000円の減額でございます。1節報酬、7節賃金、8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料、いずれも実績による減額措置でございます。

次の歳出7ページ、6項監査委員費でございますが、旅費で実績による5万円の減額補正をよろしく願いいたします。

次の歳出8ページ、7項1目交通安全対策費につきましては、歳入減による財源補正となっております。

○ 議長 島袋義範君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

歳出9ページでございます。3款1項1目社会福祉総務費52万円の減額でございますが、9節旅費、12節役務費、20節扶助費、それぞれ実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

2目国民年金事務費、補正額ゼロでございますが、財源内訳のとおり財源補正をしております。4目国民健康保険会計繰出金、実績に基づく84万円の減額でございます。5目飛ばしまして、6目介護保険費12万4,000円の減額は、9節旅費、11節需用費、19節負担金補助金及び交付金につきましては、実績による減額でございます。13節委託料95万3,000円の増額計上でございますが、ケアプラン作成料と配食サービス料が増加しておりまして、その費用を計上しております。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城 和 廣 君

5目戦跡保存費9万5,000円の減額でございますが、9節旅費、11節需用費ともに実績見込みに伴う計上でございます。8目身体障害者福祉費475万8,000円の減額でございますが、9節旅費、14節使用料及び賃借料、次のページです。20節扶助費、それぞれ実績見込みに伴う計上でございます。

次の歳出11ページです。3款2項1目児童福祉費総務費は財源補正でございます。3目保育所費30万円の増額でございますが、うち7節賃金、保育所臨時職員賃金で50万円の減額、11節需用費、賄材料費で80万円の増額で、実績見込みに伴う計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

歳出12ページをお願いいたします。3款3項3目後期高齢者医療費55万1,000円の計上は、医療給付費精査に伴い不足が見込まれますので、55万1,000円増額計上しております。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉保健課参事 亀里裕治君。

○ 福祉保健課参事 亀里 裕 治 君

歳出13ページ、4款1項1目保健衛生総務費、14節使用料及び賃借料2万6,000円の減額計上は実績によるものです。2目予防費、9節旅費、特定町村人材確保対策事業事務費28万円の減額は、保健師に係る研修旅費や出張旅費の実績による計上でございます。13節委託料、村外個別予防接種委託料は、村外の医療機関、療養施設に入院されている方や小児科、産婦人科などの専門医に通院される方の個別接種への助成であります。3月定例議会でも30万円の増額を可決いただきましたが、その後3月分の実績におきましても、5万円の増額が見込めますので、不足分の計上でございます。14節使用料及び賃借料の5万1,000円の減額につきましても、それぞれ実績による計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

4目環境衛生費3万円の減額補正でございます。細節107. 婦人会へのダンボールコンポスト基材補助金を予定していましたが、実績に伴いまして減額補正をしております。

次歳出14ページをお願いします。4款2項1目清掃費25万円の減額補正でございます。7節賃金、11節需用費、14節使用料及び賃借料、それぞれ実績に伴いまして、減額補正をしております。2目E&Cセンター運営費61万9,000円の減額補正でございます。9節の旅費から14節の使用料及び賃借料まで、実績に伴

いまして減額補正をしてございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳出15ページ、6款1項3目農業振興費38万9,000円の減額補正につきましては、各節、実績に伴う増減でございます。4目複合作物振興費の515万4,000円の減額につきましても、各細節において実績に伴う増減でございますが、細節1180. 農業基盤整備促進事業の工事費で75万円を増額しておりますが、これは浸透池のフェンス工事を追加実施したための措置でございます。また1098. 伊江村特産物支援事業の原材料費10万4,000円の増につきましても、開発中のらっきょう餃子の包装資材費として、不足が生じておりますので、増額計上させていただきます。よろしく願いいたします。

次の16ページをお願いします。6款1項5目畜産業費、7目農地費、8目溜池建設費、9目災害対策費につきましても、それぞれ実績に伴う減額の措置でございますが、5目の畜産業費の一番上の、役務費の細節3. 手数料1万5,000円増額補正しておりますが、これにつきましては、死亡獣畜冷凍施設の設置許可申請の際の申請手数料が生じておりますので、1万5,000円を計上してあります。それと増額をしてあるのは、溜池建設費の委託料、細節3. 電気保安業務委託料、これにつきましては、消費税分の計上漏れがございましたので、追加してありますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里政喜君

10目の堆肥センター運営費につきましては、全体の実績に伴う補正でございますけれども、まず燃料費につきましては25万円の減、これにつきましては、最近の円安によりまして、ディーゼルの値段が安くなっておりまして、それで25万円ほど減額してございます。それから修繕費につきましては、昨 year 天日干し場が台風の被害を受けましたが、その補修が終わりましたので、その分減額をしてございます。それから役務費につきましては、フォークリフトの損害保険料が抜けておりましたので、これを追加したいと思います。5万円の追加をお願いいたします。それから原材料費につきましては、農家から堆肥の買い取り代金の口座振替を希望する農家が2件ほどふえましたので、10万円ほどの不足が見込めますので、追加をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

歳出17ページ、2目の林業振興費でございますが、これは実績によるものでございます。

次の歳出18ページ、6款3項2目水産業振興費に25万5,000円の減額につきましても、それぞれ実績に伴うものでございます。3目漁港建設費747万9,000円の減額につきましても、細節の漁村再生交付金事業、西崎漁港の整備事業でございますが、入札残と事業実績による減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

歳出19ページ、お願いいたします。7款1項1目商工総務費、2目商工振興費につきましては、実績による減額でございます。補足といたしまして13節委託料の観光ビデオDVD制作の中で、フェリーの中で24日から放映をしております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

歳出20ページです。8款1項1目土木総務費24万9,000円の減額補正でございます。9節の旅費から、11節需用費、14節使用料及び賃借料それぞれ実績に伴いまして減額補正をしております。

次の21ページ、8款2項1目道路維持費263万3,000円の減額補正でございます。これも7節賃金から14節使用料及び賃借料の節まで、それぞれ実績に伴いまして減額補正をしてあります。2目の道路新設改良費20万9,000円、17節の公有財産購入費の実績に伴いまして減額補正をしております。

次の22ページお願いします。8款3項住宅費、住宅管理費167万円の減額補正でございます。7節の賃金、11節の需用費、13節委託料、それぞれ実績に伴いまして減額補正をしております。なお細節101. シロアリ駆除につきましても、村営団地全世帯、シロアリが入っていないことから減額補正をしております。次2目の住宅建設費50万7,000円の減額補正でございます。細節1167. 伊江村住宅リフォーム支援事業、実績に伴いまして減額補正をしております。なお今回、申請の件数が40件、それに伴う工事費が4,130万4,000円の事業実績となっております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

歳出23ページでございます。8款4項1目空港管理費におきましては、19節の101. 空港管理業務研修会負担金につきましても、研修会での支出がなかったための減額でございます。27節の細節1. 車両重量税につきましても、旧空港車の予算を計上してございましたが、廃車となったため3万円を減額する措置でございます。

次の歳出24ページです。9款消防費、1項1目非常備消防費におきましては、1節報酬、3節職員手当等、9節旅費、11節需用費、14節使用料及び賃借料、19節負担金補助金及び交付金で、いずれも実績による減額補正でございます。2目消防施設費につきましても、79万3,000円の減額補正です。11節需用費、12節役務費のいずれも実績見込みによる減額措置でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大 城 強 君

歳出25ページ、10款1項2目事務局費、19節、細節107. 人材育成会補助金1,043万円の増額であります。歳入の教育費寄附金で受けました香典返しと、一般寄附金を伊江村人材育成会へ補助し、貸与事業等に運用いたします。20節扶助費、細節101. 離島高校生修学支援費10万円の減額につきましても、実績による減額でございます。

次の26ページ、2項小学校費、1目学校管理費、27節公課費3,000円の増額であります。重量税に不足が生じるため増額補正でございます。3目学校建設費、1147. 伊江小学校校舎改築併行防音工事4,453万8,000円の減額であります。9節旅費、12節役務費につきましても、実績による減額でございます。14節使用料及び賃借料の60万円の減額につきましても、校舎改築に伴う駐車場の土地賃借に伴う減額でございます。15節工事請負費4,350万8,000円の減額につきましても、歳入の国庫補助金で説明いたしました空調設備工事の実施については、ゼロ国債で行うため、工事費の減額でございます。

次の27ページ、10款3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費につきましても、実績による減額でございます。2目教育振興費、19節伊江中派遣船賃補助費につきましても、実績による減額でございます。

次の28ページ、お願いいたします。10款4項1目幼稚園費、15節工事請負費533万5,000円の減額であります。これも歳入、国庫補助金で説明しましたとおり、空調設備工事の実施についてはゼロ国債で行うため、工事費の減額でございます。

次、10款5項社会教育費、2目公民館費6,000円の増額であります。施設機材従事者報償費に不足が生ずるため、増額補正でございます。3目文化財保護費24万9,000円の減額につきましては、11節需用費、12節役務費、それぞれ実績による補正でございます。13節委託料、埋蔵文化財発掘調査事業16万円の減額につきましては、入札残によるものでございます。

次の30ページ、お願いいたします。10款6項保健体育費、1目保健体育総務費7万8,000円の減額につきましては、1節報酬、9節旅費、それぞれ実績による補正でございます。2目体育施設費5万6,000円の減額につきましても、13節委託料、14節使用料及び賃借料、それぞれ実績による補正でございます。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

11款災害復旧費、1項1目農林水産施設災害復旧費につきましては、災害復旧事業に要する災害がなかったための減額でございます。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

歳出32ページ、11款2項1目土木施設災害復旧費200万円の減額補正でございますが、これも災害がなかったことに伴いまして、減額補正をしております。

以上で、平成26年度一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、款ごと質疑を許します。

11款地方交付税。〔「進行」の声あり〕

12款交通安全対策特別交付金。〔「進行」の声あり〕

14款使用料及び手数料。〔「進行」の声あり〕

15款国庫支出金。歳入7ページまで。〔「進行」の声あり〕

16款県支出金。10ページまで。〔「進行」の声あり〕

18款寄附金。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

寄附金についてなんですけれども、細節1. 伊江村人材育成会寄附金、これは平成26年度、平成27年度実績で香典返しと一般の寄附と言われましたが、香典返しでいくら、大体一般でいくらというのが、わかりますでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

今、件数の資料はありますけれども、その内訳ですね。済みません、まとめてなくて、後ほどちよっとまとめて報告したいと思います。

○ 議長 島袋義範君

次、19款繰入金。〔「進行」の声あり〕

21款、諸収入。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

細節29. 苗木代なんですけれども、それについてもちょっとこれ先ほどハイビスカスで150万円とおっしゃいましたけれども、これハイビスカスだけですか。それともほかの苗木も入っているのでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

申しわけございません。説明不足かと思えます。ほかの苗木も含めた全体としての増額でございますが、ハイビスカスの苗木の伸びが大きいということでございます。全体を通して、それだけ増額になっているということでございます。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

それできたらどういう流れで苗木が出ているのか知りたいものですから、内訳ですね。大体例えばクロキが何本でいくらか。という内訳をできたらお願いしたいんですけれども…。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

申しわけございません。実績については、詳細にはまだとりまとめができておりません。それらを整理した上で、次回の議会等で配布をさせていただきたいと思えます。

○ 議長 島袋義範君

歳入ございませんか。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

先ほどの山城議員との質疑と関連しますけれども、11ページの伊江村人材育成寄附金についてですけれども、1,043万円、31件ということは、恐らく個人が多額の、高額の寄附者がいると思うんですよ、ずば抜けてですね。そういうことが高額の寄附者がいたとした場合、村としてお礼とか、そういうことを考えておりますか。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強君

ただいま亀里議員の御質疑にお答えいたします。

一般寄附金の中で高額の金額がありました。金額でいいますと500万円の寄附がありました。その方につきましては、感謝状とちょっとした村の特産品をお返しとして、感謝の気持ちということで、この方の関係者に贈呈をしております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里 敏郎 議員

ぜひですね。そういう高額の方には、それなりの心づくしを行政としてしていただければと思います。

そしてこれはいつやる予定ですか。そして、高額寄附者を伊江村まで呼んで、とある場所でやるのか。これ村長、そして各関係者、教育長あたりと対対でやるのか。こうした公の場でやっていただくのか、その辺は村長はどう考えていますか。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

亀里議員のただいまの高額寄附者への感謝状贈呈の件について、私から答弁をさせていただきます。

先ほど大城教育行政課長からもありましたが、長年、伊江村において、学校ですね。教鞭をとられていました方から500万円の寄附がございまして、感謝状の贈呈を進めてまいりました。そういう中で、私個人的には、2月に開催をしました。チューパンジャまつり、村の産業祭りのその辺の中で感謝状の贈呈を考えておりましたが、この娘さんと調整をさせたところ、そういう仰々しいといいますか。そういうところでは遠慮したいということでありました。その中で私が直接伺って、感謝状を贈呈したいという旨も申し上げておりますが、そういう中で担当課から聞いた中では、郵送で送ってほしいということでしたが、私が個人的にそれでは困るという部分で、今私の出張かその辺の部分で感謝状を贈呈する日程を、調整をさせているところですので、今後その日程を詰めて、出張かその辺のときに、御遺族の方わざわざこの件で感謝状贈呈で、来られるのは非常に心苦しいので遠慮したいということですので、「いや、出張のついでに行行って、直接おあげしたい」という部分で、今私の気持ちを申し上げて、そういう調整をさせているということですので、早目にまたその辺の日程ができるように進めていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

歳入、ほかにありませんか。〔「進行」の声あり〕

では、歳出進みます。

休憩します。

(休憩時刻10時57分)

再開します。

(再開時刻11時13分)

歳入に入る前に、教育行政課長から山城善彦議員に対する答弁保留について、答弁の申し出がありますので、それを許します。教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

それでは、先ほど山城議員から人材育成会への寄附金の中で、一般寄附金と香典返しの件数について、件数と金額についての質疑がございました。一般寄附金15件、930万円。香典返し17件、140万円でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

歳出、款ごとに質疑を許します。

1款議会費。〔「進行」の声あり〕

2款総務費。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

歳出の2ページ、1目の一般管理費の1節報酬のほうなんです、細節102. 行政改革推進委員報酬、マイナスになっておりますが、その委員会の内容と現状、今現在どういった方向で推進しているのか。その辺、お聞かせください。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

お答えいたします。

現在のところ伊江村では第4次行政改革大綱なるものを策定いたしまして、それに基づいてさまざまな人事と申しますか、職員の数とか、あるいは補助金でありましたりとか、そういったものを随時こう見直してまいります。そういった総合計画的な行革の大綱をもとに、行政としては健全な財政基盤の確立、そして多種多様化した村民ニーズに的確に対応できるような行政、運営の体制の構築を図っているところでございます。第4次行政改革大綱というのは、いつできたのかというお話になるとと思いますが、平成25年度に策定をいたしまして、平成28年度までの長期スパンと申しますか。中長期的なこの見通しを立てまして、推進事項を定めてございます。それに基づきまして、先ほども申し上げましたとおり、効率的に、効果的に地方自治法、そういったものの趣旨に沿った形で進められるようにしていくという組織でございます。この行政、改革推進、平成25年度に策定いたしましたので、今回そういった中間報告と申しましょうか。推進事項の状況報告をしまして、委員の皆さんに報告をしたいというふうに考えておりましたが、年度末までどうにか開催したいと思っておりましたが、その推進事項の実績のとりまとめと、また日程的に開催することができなくて、今回この委員の報酬を減額する措置をとってございます。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

推進委員は何名ですか。その辺ちょっとお願いします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

お答えいたします。

議会議長、そして議会の総務常任委員長等含めまして、各団体の長、そして識見を有する者を含めまして14名の皆様が委員になっております。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根 清 夫 議員

3ページの財産管理費の中の補償が200万円あるんですが、これはどういった査定法とかあるんでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

これにつきましては、最初に申し上げましたけれども、今回の平成27年度の多目的屋内運動場施設整備事業に関連いたしまして、そこに隣接します、お名前も申し上げたほうがいいと思いますが、民宿のさんご荘が長年、観光の業務に携わりまして、運営をなさっていたんですが、今回平成26年度の契約をする際にも、近々、そういった事業もございまして、「こちらのほうから要請がありましたら、どうか立ち退きの方向性でよろしくをお願いします」と、前もってお話はしてございました。今回、あちらの相手方のほうも、いろいろと勉強をなされまして、「できたら村として中か誠意を見せられませんか」というお話がございました。そういった中で、営業補償的な考え方で、これまで民泊、民家体験泊の事業をなさっておりましたので、そういった営業収益とか、そういったものも見まして、さまざまな観点から考えまして、双方、相手の代表の

方と相談をいたしまして、200万円を計上した次第でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務費、8ページまでありませんか。〔「進行」の声あり〕

3款民生費行きます。9ページから。〔「進行」の声あり〕

進行します。4款衛生費、14ページまで。

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

14ページの2目E&Cセンター運営費の13節の委託料の109。古紙成分分析委託料となっているんですが、これに関連して、この平成26年度のこの再生紙の実績ですね。どのぐらい出て、実際どういった方向性で仕様とか、運営されているか。その辺をお聞かせください。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

ただいまの質疑にお答えします。

古紙の実績、数値につきましては、ちょっと今、手持ちを持っていませんので、後ほど答弁したいと思います。

なお、運営と申しますか。運営につきましては、御承知のとおりダンボール等を古紙、裁断をいたしまして、それを主に畜産農家の方々に出しています。

それから近年、少しばかり花農家の皆さんなども利用している状況がありまして、実績の数値としまして今、資料を持ち合わせてないので、後ほども申し上げますが、運営とかというのは、そういう状況になっています。

○ 議長 島袋 義範 君

次、6款農林水産業費。

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮 里 政 喜 君

農林水産業費の堆肥センター運営費の説明のところ、ちょっと誤った説明をしたようですので、訂正をお願いいたします。

燃料費の減額について、私「円安により価格が下がった」というふうな説明をしたようですが、円安ではなくて、原油価格が世界的に下がっておりまして、それに伴いまして、ディーゼルの単価も安くなっておりまして。そういうことで今回、25万円の減額となっております。「原油価格の低下により」ということで訂正をお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産業費、歳出18ページまで。ありませんか。〔「進行」の声あり〕

進行します。7款商工費。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

2目の商工業振興費なんですけれども、13節委託料、観光ビデオですね。フェリーが、フェリー内で24日から放映されたということで、私も二、三日前所用で乗りましたら、やはり大変よかったなど、私個人的には大変喜びました。しかしこのチャンネルの操作は、操舵室でやっているのか。どちらでやっておりますか。

○ 議長 島袋 義範 君

公営企業課長 西江 正君。

○ 公営企業課長 西 江 正 君

お答えをさせていただきます。

このDVDを流している部屋まで船員が1人行きまして、そこで操作をしております。ただ今後におきましては、操船室から操作ができる仕組みにかえていきたいということで、今現在、業者と調整中でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

実はですね。私もお客の反応を結構、満室だったんですけれども、個人的にだれかが捜査しているのかと。今までとてもいい番組を見ているときに、これが急にノイズが切れたり、ビデオになったり消えたものですから、またちょっとざわめきがあって、みんな後ろを振り向いて、だれかが勝手にリモコンで操作していると思って、みんな何か不満顔に見えたものですから、これがもし今後何時から。ちょうどノイズが起こる場所でやっていたから、私は個人的にはよかったなと思いました。一時の中断もなく。だったんですけれども、これが放映するまでのこの二、三分がビデオになったり、また映ったり、消えたりですね。ちょっと無駄があったものですから、もしお客さんには、ちょうど何時からやるんだったら、何時から伊江村のピーアールタイムしますかというふうな放送を流すか。テレビのそばに案内書きを置くとかしてやれば、とても皆さん喜んで見ると思いますので、今のままだったら、ちょっとせっかくないい伊江島のピーアールだけど、いい番組のときに、すぐ消えたりしたものですから。ちょっとお客さんの反応がちょっと、トラブルがないように、時間的にぴしゃりとやったほうがいいんじゃないかと思いました。以上です。

○ 議長 島 袋 義 範 君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議員

19ページの商工振興費のキャラクター選定委員報酬に関連してお尋ねをいたします。

多くの皆さんから応募があって、キャラクター「タッチゅん」という名に決定したということなんですが、これのお披露目についてはいつごろになるのか。お伺いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東 江 民 雄 君

村民、あるいは観光客にお披露目をするのは、来る4月11日の伊江島一周マラソン大会の中で、お披露目、全体的にはお披露目したいとは考えておりますが、本議会、議員の皆さんには、本日午後の開会前にお披露目したいと考えております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

休憩します。

(休憩時刻11時35分)

再開します。

(再開時刻11時35分)

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東 江 民 雄 君

ということで、本日その初お披露目ということで考えてございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内 田 竹 保 議員

ゆり祭りのチラシを見てみますと、そのチラシの中には、25日の12時45分から13時までということで、お披露目が入っていますが、それは18日に持つことはできませんか。と言いますのは、18日がオープンなんですよね。村内の関係者の皆さんが大分出席はすると思うんですが、なぜ18日ではなくて、25日なのかですね。私は18日にでも、お披露目すべきだと思うんですが、これは「あくまでも予定だと」言われればそれで終わりなんです、どうでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

確かに議員、お説のとおり、オープニングの日というふうに考えていたわけですが、オープニングの日には、オープンセレモニーとあわせて、そのイベントがそんなにないということで、多くのお客さんが見ていただけるためには、25日の多くのお客さんがいらっしゃるときに、そのピーアールをしたいと考えてのプログラムでございます。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

日程的に見ても、今課長のほうから答弁がありましたけれども、オープニングが毎年似たような内容だと私は思うんですよ。ですからその中にイメージキャラクターをお披露目をして、できる限りその期間中、毎日でもキャラクターをその会場内にいるというようなことで、村内外にピーアールをすべきだと思うんです。ですから先ほどありましたけれども、私は25日ももちろんやってもらってもいいんですが、18日にもやったほうが効果的にはいいんじゃないかと思うんですが、どうですか。再度お願いします。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

内田議員お説のとおりですね。伊江島の観光ピーアールをするために、オープニングのときからこの「タッチゅん」をお披露目いたしまして、また多くの観光客が伊江島を認知していただけるために、このゆり祭り期間中、あるいはマラソンのこの期間等も活用していきたいと思っております。御提言ありがとうございました。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

今の商工振興費、同じ場所なんですけれども、224万7,000円ですが、減になっているんですが、何かこう全体的に賃金とか、大分落ちているんだが、安かろう、悪かろうではないのかと。ちょっと200万円も落としたこの理由がちょっと、落とし過ぎではないかと思っておりますが、どんなでしょうかね。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまの御質疑にお答えいたします。

224万7,000円の減につきましては、7節賃金が119万円と、そして委託料が83万円の減ということでございまして、賃金につきましては、補正増をしたものでございますが、この補正したときには昨年度の実績を勘案をして、補正をいたしております、実は昨年度はゆり祭りの準備等、いろんなことで出勤日数、その

作業をしている方々の出勤日数が多かったということでございましたが、今年度は早目の対応ができたということで、その分、2月、3月分が出勤日数が減りました分、減額ということです。そして委託料の83万円につきましては、観光ビデオの委託料の減でございますが、それにつきましては実績による減ということがあります。

○ 議長 島袋 義範 君

進行します。8款土木費。23ページまで。〔「進行」の声あり〕

進行します。9款消防費。24ページ。〔「進行」の声あり〕

次、10款教育費。25ページから、30ページまで。〔「進行」の声あり〕

進行します。11款災害復旧費。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

31ページのこの1033. 農林水産施設災害復旧事業費とあるんですが、この使える施設、こういったものにも実際、災害復旧で使えるのか。

平成26年度に大きな台風もあったんですが、こういったものでこういった復旧事業、復旧費というのは使っているんですか。ちょっとお聞きします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

施設といたしましては、ため池とか、この関連する施設、建物、ポンプ小屋とか、揚水機場とか、そういったぐいの農業用施設、公的農業施設の災害復旧に係るものでございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

説明不足がございますので、追加して説明いたします。

この施設につきましては、国庫等の補助事業で導入した事業等が、施設が災害を受けたときに、その災害復旧に係る事業として構築するための委託費として計上してございまして、そういうことがなかったため、減額をしたということがございます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

今回は、減額ということとなっておりますが、近年は本当に大きい台風が毎年来るぐらいです。ぜひですね。その辺は毎年予算措置はきれいにやっていただいて、そしてできるだけその台風後は恐れ入りますが、職員を出していただいて、細部まで点検していただきたいと思います。特にため池のフェンス、特に有刺鉄線などが切れた場合に、そこに子どもが入って、また事故等が起こった場合は、それは村の責任、重大になりますので、台風通過後、特にそういった施設点検は十分お願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

ただいまの島袋議員の件につきましては、これらの事業に該当させて復旧させる場合もございますし、また別の事業や単費で対応する場合があります。いずれにしても、そういった災害において、そういうこ

とが生じた場合には、早急に対応できるようにやっていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

歳出、まとめて質疑を許します。

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほど島袋議員の2目E&Cセンターの古紙の実績について、答弁を保留していましたので、報告します。

平成26年度、つまり平成27年2月現在まで、古紙1個あたり3,288個、金額にしまして82万円、実績として出ています。なおこの通知はここ二、三年おおむね、このような数値で維持しております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第33号 平成26年度伊江村一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号 平成26年度伊江村一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第34号 平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第6号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお、本補正予算は、補正増減ゼロの歳出のみの補正予算となっております。

詳細につきましては、事項別明細書をもって、福祉保健課参事から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

福祉保健課参事 亀里裕治君。

○ 福祉保健課参事 亀里裕治君

では御説明を申し上げます。

3枚目、歳出1ページをお願いします。1款1項1目診療所事務費、12節役務費36万9,000円の増額計上は、医師3人制を図るため、西江前82番地榎本氏宅を医師住宅として賃貸します。その住宅の家財道具の処理、廃棄及びハウスクリーニングに係る手数料の計上でございます。

次のページをお願いします。2款1項2目透析センター医業費、11節需用費、細節1. 消耗品費125万円、細節10. 医業材料費40万円の増額計上は、透析医療に係るダイヤライザー、透析膜などの医療用消耗品と薬剤の使用見込みによる計上でございます。

歳出3ページ、3款1項1目予備費、201万9,000円の減額計上につきましては、歳出予算組み替えによる

計上でございます。以上で御説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出1款一般管理費、2款診療事業費、3款予備費、一括して質疑を許します。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第34号 平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第6号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第34号 平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第35号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,931万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,445万5,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、事項別明細書をもって、住民課長から御説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入1ページをお願いいたします。3款1項2目療養給付費等負担金740万5,000円の増額計上でございますが、決定通知に基づき計上してございます。

歳出2ページ、3款2項2目財政調整交付金1,626万円の減額でございます。1節普通調整交付金、2節特別調整交付金とともに実績による減額でございます。

歳入3ページ、6款1項2目特定健診等負担金36万5,000円の減額は、実績による減額でございます。

歳入4ページ、6款2項2目県財政調整交付金925万4,000円の減額でございます。1節県普通調整交付金、2節県特別調整交付金は、実績による減額でございます。

歳入5ページ、8款1項1目一般会計繰入金84万円の減額は、細節1. 出産育児一時金繰入金でございますが、当初、13名を予定しておりましたが、実績で10名の出産となっておりますので、減額してございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。歳出1ページ、1款1項1目一般管理費19万円の減額補正でございます。11節需用費、実績による減額でございます。

歳出2ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額ゼロでございますが、財源補正をいたしております。2目退職被保険者等療養給付費43万円の計上でございますが、実績に不足が見込まれますので、増額計上をしております。

歳出3ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費140万円の増額でございます。2目退職被保険者等高額療養費36万7,000円の増額計上は、1目、2目とも不足が見込まれますので、増額計上をしております。

歳出4ページ、2款4項1目出産育児一時金126万円の減額は、先ほど申し上げましたとおり13名を見込んでおりましたが、実績で10名でしたので減額をしております。

歳出5ページをお願いします。8款1項1目特定健康診査等事業費126万6,000円の減額は、7節賃金から19節負担金まで、それぞれ実績による減額でございます。

歳出6ページ、9款1項1目基金積立金1,786万8,000円の減額は、本補正予算を財源調整したく、減額しております。

歳出7ページ、11款1項1目一般被保険者保険税還付金3万4,000円の増額は、国保資格の資格喪失によります保険税の還付がございますので、計上いたしております。

歳出8ページ、13款1項1目予備費96万1,000円の減額補正は保険給付費に不足が見込まれますので、減額し充当したいと思っております。

以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入3款国庫支出金、6款県支出金、8款繰入金、一括して質疑を許します。歳入5ページまで。〔「質疑なし」の声あり〕

進行してよろしいですか。

歳出、款ごと質疑を許します。1款総務費。〔「進行」の声あり〕

2款保険給付費。4ページまで。〔「進行」の声あり〕

8款保健施設費。〔「進行」の声あり〕

9款基金積立金。〔「進行」の声あり〕

11款諸支出金。〔「進行」の声あり〕

13款予備費。〔「進行」の声あり〕

歳入、歳出、まとめて質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第35号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第35号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第35号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 平成26年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第36号 平成26年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,800万4,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

本補正予算についても、詳細にわたりましては、住民課長から御説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍君

歳入1ページをお願いいたします。1款1項1目特別徴収保険料112万7,000円の減額、2目普通徴収保険料48万9,000円の減額、保険料の主な減額につきましては、被保険者の資格喪失が大きな要因でございます。死亡が33名、転出が9名、修正申告等がございまして、保険料が減額してございます。

続きまして、歳出を説明いたします。歳出1ページ、1款1項1目総務管理費2万1,000円の減額は、9節旅費の実績による減額でございます。

歳出2ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金161万6,000円の減額は、保険料の減額によります納付金の減でございます。

歳出3ページ、4款1項1目予備費、2万1,000円の増額計上は、本補正予算を財源調整したく、増額計上いたしております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから歳入、歳出、一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第36号 平成26年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成26年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩時刻11時55分）

再開します。

(再開時刻13時32分)

日程第9 議案第37号 伊江小学校校舎・伊江幼稚園園舎改築併行防音工事(除湿換気)の請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第37号 伊江小学校校舎・伊江幼稚園園舎改築併行防音工事(除湿換気)の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的が、伊江小学校校舎・伊江幼稚園園舎改築併行防音工事(除湿換気)でございます。契約金額が5,292万円で(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が392万円)。契約の相手方が、有限会社 玉城建設・具志川電気商会 建設工事共同企業体。代表者 伊江村字東江前202番地、有限会社 玉城建設。代表取締役 知念悦子と契約をしていきたいと考えております。なお、今回の工事概要といたしましては、除湿換気、いわゆる空調設備の中で、昨年度工事で整備をしましたコンピューター教室、地域連携室を除く、校長室、職員室、会議室、普通教室、多目的教室及び図書室などの空調整備をする工事となっております。工期は平成27年3月31日から、平成27年9月30日までの予定をしているところであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第37号 伊江小学校校舎・伊江幼稚園園舎改築併行防音工事(除湿換気)の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第37号 伊江小学校校舎・伊江幼稚園園舎改築併行防音工事(除湿換気)の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第38号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定についての提案理由を御説明いたします。

提案いたしまして、これまで既に指定管理をしておりました家畜市場については、指定期間の満了に伴いまして、再度議会の皆さんにお計らいするものでございます。なお、指定の期間は、昭和27年4月1日から平成32年3月31日までです。5年間を予定しております。指定管理者に指定する者、沖縄県那覇市楚辺2丁目33番地18、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長 砂川博紀に指定管理をお願いしたいと思っております。指定する者の業務、指定の期間については、記載のとおりでございます。

以上で、提案理由の説明にかえたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第38号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第38号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第39号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第39号の提案の前に少し訂正をしたいと思います。

議案第38号の訂正をさせていただきます。済みませんが、議案第38号を開いていただきまして、3指定する者の業務ですが「箇所」が入ってしまっておりますので、「箇所」を消していただきたいと思えます。「3指定する者の業務箇所」が「3指定する者の業務」ということでの「箇所」を削除、お願いをしたいと思います。

それでは引き続きまして、議案第39号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例の提案理由を御説明いたします。

死亡獣畜冷凍施設の設置に伴いまして、本条例を制定する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

開けていただきまして、条例のページをふっておりますが、1ページ目です。第1条（設置）ですが、化製場等に関する法律に基づきまして、その死体の処理を沖縄本島へ冷凍輸送をして、適正に処理するために、本施設を設置するというので、第1条で設置を書いてあります。

第2条で、（名称及び位置）ですが、名称では、伊江村死亡獣畜冷凍施設。位置につきましては、伊江村字西江前に2127番地、これは現在のJAの肥育センターの敷地内ということでございます。

第3条で（指定管理者の指定）ということで、地方自治法に基づきまして、冷凍施設の管理を行わせることができるというふうになってございます。

第4条で（指定管理者の業務の範囲）ということで、（1）から（4）まで定めてありますが、特に第3号の死亡獣畜処理料の決定及び改定並びに収受に関する業務についても、指定管理者の業務の範囲内ということに定めていきたいと思えます。

第5条（利用者）ということで、村内に住所を有する者で、畜産を営む者。あるいは2号で、前1号に掲げる者のほか、指定管理者が適当と認める者というふうにして少し柔軟性をもたしてございます。

第6条では、先ほど第4条でその業務の範囲を示しましたが、処理料金の決定については、村長にその内容を、詳細に記載した書面をもって村長に申請をして、承認を得て、処理料金を決定してくださいよということ定めてあります。2号には、利用者が、指定管理者に処理料を納めるということ規定してあります。

第7条（委任等）ですが、本条例に定めるもののほかは、規則で定めますということで、記載してまいります。

開けて、ページ附則ですが、この条例は、平成27年4月1日から施行したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、簡単ですが、御説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

ちょっとお伺いします。

第1条の家畜というと、具体的にどういう生き物を指すのでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

現、設置しました施設での利用に関しましては、肉用牛と乳用牛を想定したものでございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

それでは、牛以外はだめということでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

現在の運用の想定としては、その2種を考えております。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻13時43分)

再開します。

(再開時刻13時51分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第39号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第39号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第39号 伊江村死亡獣畜冷凍施設設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第40号 伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定についての提案理由を御説明いたします。

当該施設の設置に伴いまして、先ほど条例で可決いただきました施設を適正かつ円滑に管理するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするために、本議案を提出するものでございます。

まず1つ目に指定管理者の対象施設は、先ほど申し上げました伊江村死亡獣畜冷凍施設。位置が伊江村字西江前2127番地、現肥育センターの敷地内でございます。2 指定管理者に指定する者 沖縄県那覇市楚辺2-33-18、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長 砂川博紀に、指定管理をお願いしたいと思っております。指定する者の業務箇所となっておりますが、こちらのほうも「箇所」を消していただいて、指定するものの業務に訂正をお願いしたいと思います。3 指定する者の業務 死亡獣畜冷凍施設の運営及び維持管理。4 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までとしたいと考えております。

以上で、提案理由の説明といたします。よろしく御願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第40号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第40号 伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第40号 伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 伊江村保育所設置条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは、議案第41号 伊江村保育所設置条例の提案理由について、御説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴いまして、伊江村保育所設置条例を全面改正ということでございます。以上が、提案理由でございます。

それでは条例を開けていただきまして、まず1ページ目の伊江村保育所設置条例の第1条（設置）につきましては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づいて、ということで、これまでは児童福祉法の第35条第3項でございましたが、こちらが変わっております。に基づいて、保育所を必要とする乳児、幼児を日々、保護者のもとから通わせて保育を行うため、保育所を設置するというで、こちらの文言の保育所の設置目的が、これまでは「日々保護者の委託を受けて。保育に欠ける」でございました。保育

に欠ける乳児または幼児を保育するために、保育所を設置するというのが、これまでの設置の目的でしたが、今回大きくその設置の目的が「保育を必要とする」ということで文言が変わっております。

続きまして第2条ですが、第2条は、保育所の名称、位置及び定員は、次の表のとおりとする。ということで、伊江村立中央保育所、伊江村立東保育所をそれぞれ、中央保育所を定員60人、東保育所を90人ということで、これまでどおりの定員でございます。

第3条については、(事業)保育所の事業について、定めるものでございます。第1号では、児童に対する保育について。第2号では、これまでは条例にはございませんでしたが、時間外保育事業についても定めるということでございます。それと第3条の第2項は、子ども・子育て支援法に基づいて、その限られた設置、1日当たりの時間及び期間を、その範囲内のもので、保育をしていきます。というような内容でございます。

第4条では、配置する職員について、定めてあります。

第5条は、所長及び主任保育士の職務について定めておりますが、これも従来通りの規定となっております。

次、ページを開けていただきまして2ページです。第6条では、(入所資格)についての定めるものでありまして、第3条第1項第1号の保育を受けることのできる資格の基準について、第1号から第4号まで規定しております。第6条の第1号は、子ども・子育て支援法で言う、満3歳児以上の小学校就学前の子どもというふうに御理解していただければと思います。第2号は、満3歳未満の小学校就学前の子どもということでございます。そういうことで1号から4号まで定めたのが入所資格者ということで、入所資格でございます。

第7条につきましては、保育所の(入所手続)について、定めてございます。

第8条は、(入所の承認の取消し)について、定めてございます。

それから第9条につきましては、保育の時間及び休所日、休みの日について、規則で定めますよということであってあります。

ページ、開けていただきまして3ページです。第10条で(保育の停止)について、定めておりまして、児童が感染症等にかかったときには、当該児童の保育を停止いたしますよということでの文言でございます。

第11条は(保育料)について、定めてございますが、第1項では保育料の納付。第2項では、前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法でいう、内閣総理大臣が定める基準というのがございまして、それにより算定した費用の額を上回らないようにしていくという定めでございます。

第12条は(時間外保育事業)についての定めるものでございまして、第3条第1項第2号の時間外保育事業の基準について、定めております。

第13条につきましては、(委任)事項ということで、本条例の施行に関し、必要な事項は村長が別に定めるということを規定しております。

附則 (施行期日) 1 この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

時間外保育事業についてお伺いします。第3条それから第8条、第11条にもあるんですが、時間外保育というのは、時間外というのは、何時から何時までのことを言うのかですね。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城 和 廣 君

名嘉議員の御質疑にお答えいたします。

今、時間外保育事業についての時間についての御質疑がありましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

新制度では、保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を保育標準時間または、保育短時間のいずれかに認定をすることになっております。ちなみに保育標準時間というのは、月120時間以上を就業している方について、通常の保育時間ということになります。最長11時間以内ということになっておりまして、それは通常の保育標準時間でございますが、今質疑をされました保育短時間については、月64時間以上、120時間未満、これは1日4時間以上かつ月16日までのパートとか、そういった方々に想定した利用時間、最長8時間ということになっておりますが、例えば朝8時に保育所に預けるといたしますと、午後4時にお迎えをしないといけないというような規定でございます。ただ、現行といたしますか、経過措置で、今年度につきましては、そういう方々がいらっしゃっても、市町村に委ねるということになっておりますので、平成27年の4月1日から、1年間につきましては、そういう方もその標準時間で保育をするということで考えております。以上です。

○ 議長 島袋 義範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

今の説明、ちょっとわかりにくかったんですが、例えば午後4時が預かる時間ということですよ。それ以後、長時間保育というんですか。これについては時間外には該当しないんですか。

1日における時間ですよ。1カ月何時間ではなくて。

○ 議長 島袋 義範 君

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城 和 廣 君

ただいまですね。例えば1日、パートタイムの方々というのは、1日最長8時間という規定がありまして、例えば8時に預けて、4時に引き取らないといけない。しかし、都合によって、1時間ちょっと時間を1時間預かっていただきたいということ、この1時間が時間外保育という規定でございます。例えば8時まで、4時までなんですけれども、通常の夕方の6時半まで預けることも可能であります。しかし、「料金が発生します」という規定でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第41号 伊江村保育所設置条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号 伊江村保育所設置条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号 伊江村保育所等の保育料に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第42号 伊江村保育所等の保育料に関する条例の提案理由を御説明させていただきます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴いまして、本条例を制定する必要があるため、本条例を提出するものでございます。

それでは、条例の1ページを開けていただきまして、第1条、この条例の（趣旨）でございますが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項又は第29条第1項の確認を受けた保育所等の保育料に関し必要な事項を定めるということで、第27条第1項と申し上げますのは、小学校の就学前の特定教育、あるいは保育を受けるものでございます。これは施設型給付の施設ということで、公立保育所も含まれるということです。第29条第1項は、満3歳未満の保育認定を受けた幼児で、地域型保育・給付を受ける者、つまり小規模保育とか、家庭的保育、あるいは居宅訪問型保育等を受ける方々のことを示しております。

第2条の（定義）につきましては、この条例における用語の定義を、子ども・子育て支援法の例により定めております。

第3条では（保育料）について、定めるものでございます。保育料は国が定める額を限度額として、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、村長が別に定めるものを規定をしております。

第4条では、（保育料の減免）について、村長は特に必要と認めるときは、前条の規定による保育料、減額または免除することができるものと定めてございます。

第5条では（委任）ということで、本条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めるということでございます。

附則で、（施行期日）1 この条例は、平成27年4月1日から施行していきたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

福祉保健課長 金城和廣君。

○ 福祉保健課長 金城和廣君

副村長から、第3条（保育料）保育料は、国が定める額を限度として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して村長が別に定めるということでありましたとおり、今年度平成27年度伊江村保育料徴収金、基準額表というのがありまして、あしたですか。村長から許可をいただいて、告示をするということでございます。前年度並みの月額徴収基準額となっております。以上でございます。

○ 議長 島袋義範君

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第42号 伊江村保育所等の保育料に関する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号 伊江村保育所等の保育料に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）の請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

それでは、議案第43号 東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）の請負契約の変更についての提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が、当初契約金額7,160万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が530万4,000円）、変更による増額契約額が583万2,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が43万2,000円）。契約額の合計が7,743万6,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が573万6,000円）。

契約の相手方が、伊江村字川平396番地、有限会社 真組。代表取締役 浦崎直幸と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の工事の主な変更につきましては、給水栓12基の追加に伴う配管工事等によるものとなっております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

今現在、工事している中で、既設の終わっている場所を掘り起こしてやっているんですが、それをなぜ今、そこをやっているのか。その理由を教えてくださいたいんですが…。

○ 議長 島袋 義 範 君

休憩します。

（休憩時刻14時14分）

再開します。

（再開時刻14時19分）

質疑ございませんか。進行していいですか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第43号 東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）の請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号 東江前第1地区畑地かんがい施設工事（送配水路工事）の請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 伊江村救急患者搬送費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第44号 伊江村救急患者搬送費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

伊江村救急患者搬送船の運用に伴い、搬送船以外を利用する場合の費用を助成し、村民の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正する必要がありますので、本条例を提案するものでございます。新旧対照表をお開けいただきたいと思っております。去った定例議会で伊江村の緊急搬送船の設置及び管理に関する条例を議決いただきましたが、その条例の中の第8条に、今度新しい緊急搬送船を使用するものは、使用料は無料とするということに議決いただきました。ということで、もしその緊急搬送船が何かのちあつたり、あるいは定期検査のためにその搬送船が使えなくなったときとか、あるいは別に海難事故のために、そこに出勤していたというときに、もし何かあつたときには、これまでどおり、漁港の皆さんの漁民の皆さんの漁船を使わないと、使っていないといけないというときには、それに係る費用はこれまでですね、説明いたします自己負担もございましたけれども、それらを漁船を使った場合でも全額助成をして、救急患者を搬送する費用については、村負担にしていこうじゃないかと、していきたいというのが本条例の大まかな説明となりますが、その条例の中身を御説明いたします。

まず改正前が右側になっていまして、沖縄本島の「医療機関への搬送時における」というところを、傷病人等救急患者を「伊江村救急患者搬送船以外の船舶で、」というふうに入れ替えしていきたいと思っております。

左側が改正後ですが、そこをごらんいただきたいと思っております。「伊江村緊急患者搬送船以外の船舶で、沖縄本島の医療機関へ搬送する際の」ということで挿入をしていってほしいというふうに考えております。

「沖縄本島の医療機関へ搬送する際の村民の経済的負担を軽減し、村民の福祉の向上を図るとともに緊急医療業務の円滑な運営に資することを目的とする。」ということで、第1条をそのように改正していきたいと考えております。別表、表を見ていただければわかりと思っておりますが、これまでは右側から左に変わることですけれども、これまで船舶つまり漁船を船舶を借り上げたときには、助成額を午前6時から午後6時59分までは「5,000円」を助成しておりましたが、これらを「20,000円」、そして午後7時から午前5時59分まで「10,000円」を助成していたものを「28,000円」に変更したいということでございます。

そして10月から3月までの間は、午前6時30分から午後6時29分まで「5,000円」のものを「20,000円」。そして午後6時30分から午前6時29分までのものを「10,000円」から「28,000円」に変更していきたいということでのことでございます。なお、渡久地港及び本部港において、一旦出勤したけれども、医者が病院へ送って戻ってくるまで待機をしないといけないときがございます。そのときには下のほうの変更の表を見ていただければわかると思っておりますが、4月から9月が「24,000円」そして「32,000円」。そして10月から3月までは「24,000円」そして「32,000円」と、待機した場合は、このように助成額を引き上げていきたいというふうに考えております。

それから伊江村の村営の船舶を利用したときには、実費相当額と正しい上限額を9,710円ということで、本村の救急車を利用したときの限度額を想定して「9,710円」ということにしてあります。

以上で、提案理由の御説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第44号 伊江村救急患者搬送費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号 伊江村救急患者搬送費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第45号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第45号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の設置及び管理に関する条例の提案理由を御説明いたします。

伊江村無線基地局及び陸上移動局の開局に伴いまして、よりよい情報サービスの提供を図るため、本条例を制定する必要があるために、その条例を提案するものでございます。

条例を開けていただきまして、伊江村無線基地局及び陸上移動局の設置及び管理に関する条例。

第1条（設置）ですが、伊江村内の誰もが情報通信ネットワークに、いつでもどこでもアクセスできる環境の充実を図り、村民の利便性の向上及び地域経済の発展に資するため、伊江村無線基地局及び陸上移動局（以下「無線基地局等」という。）を設置するというところでございます。これがユビキタスタウンのネットワーク事業で、今回導入したものでありますが、後ほどまた細かく説明を担当課長にさせますので、その条例を説明させていただきます。

第2条（名称及び位置）ですが、無線基地局等の名称及び位置は、次のとおりとする。ということで、お手元に資料をお配りしてございますが、ごらんいただければというふうに思います。今回、伊江村の無線基地局を、伊江村字東江前38、伊江村役場を含め9カ所に無線基地局を設置しております。

第3条では（指定管理者の指定）ということで、これも無線基地局の管理を指定管理者に行わせることができるということで第3条で定めてございます。

第4条は（業務の区域）ということで、指定管理者が行う業務の区域は伊江村全域とする。ただし、業務を行うために必要とする設備等を整えている区域に限るということで定めてあります。

第5条で（業務の範囲）、第6条では（利用者）ということで、サービスを利用しようとする者は、指定管理者へ受けるサービスの対価を支払う。又は、サービスの対価を支払っている利用者の承諾を得ることで利用することができるものとするというふうに定めてございます。

（利用料金）につきましては、指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払うものとする。ということで、指定管理者がその料金を定めて、そして支払いをしていくというところでございます。

第8条は（利用の停止等）ということで、利用の承諾を取り消すことができる。内容を定めてございます。ページを開けていただきまして、第9条は（賠償責任）ということで、無線基地局を破損した者は、その

損害を賠償しなければならないということであってございます。

第10条で（委任）この条例の施行に関し、必要な事項は村長が別に定めるということとございます。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から本条例を施行していきたいと考えております。

おおまかな説明になりましたが、あわせてまた総務課長のほうから説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

御説明いたします。

先ほど副村長からあった説明がほぼすべてでございますが、今総務課といたしましては4月1日にこのユビキタスネットの構築事業はスタートできるように法整備も進めておりまして、本条例を上程しているところでございます。まず無線基地局というのが、何なのかということは、皆さまのお手元にお配りしてございますWiMAX基地局候補地と書いてある左上の真謝団地から右に向かいまして、西江上団地、伊江村家畜市場、村民レク広場等、9カ所が指定されているわけでございます。それで陸上移動局というのが何なのかというお話になるのではないかと思います、これにつきましては、情報を閲覧するためにWi-Fiルーターという子機がございますけれども、これにつきましても条例で規定をいたしまして、運用のためにこの陸上移動局という名称で規定をしているところでございます。村内ほぼ基地を除く、ほとんどの地域でこういったWiMAXのWi-Fiスポット、さまざまなこの情報を入手できるようなユビキタスネット構築事業が順調に進むように法整備を進めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第45号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の設置及び管理に関する条例を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻14時30分)

再開します。

(再開時刻14時45分)

前の質疑に、答弁保留がありますので、建設課長の答弁を許します。

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

先ほど島袋議員の質疑にお答えいたします。

現在、伊江小学校の東側から、東江上公民館の道路につきまして、途中途中、掘削をする工事をしていまして、その工事につきましては、このそこのほうにある送水管の電線ですね。電線の維持管理をするために、

50メートルに1カ所ハンドホールというホールを設置する必要がありまして、そのためにこの平成24年度で100メートルで施工しているわけですが、その間にやはり50メートルに1カ所の必要性があることから、その設置工事をこの事業工事で実施している状況です。

○ 議長 島袋義範君

日程第18 議案第46号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

議案第46号の提案理由を説明する前に、私のほうから伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定についての訂正をよろしく願いいたします。

3指定する者の「業務箇所」とございますが、「箇所」を消していただきます。削除でございます。その上で、その下の行、伊江村地内のあとに、追加です。伊江村地内「における無線基地局及び陸上移動局の適正管理について」の挿入をよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第46号の提案理由を御説明いたします。

議案第46号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定について。

WiMAX基地局の設置によりまして、伊江村無線基地局等の開設に伴い、施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を必要といたしますので、この議案を提出するものでございます。

なお、WiMAXということで、というのは、家でも外でもインターネットを使えるモバイル通信。そのモバイルというのは自由に動く移動性能という意味だそうでございますが、このWiMAXについては、配線工事がいらないうことでの内容ということでの、ということだそうでございます。簡単に言いますと、このモバイルというのは、携帯可能な小型なコンピューターというふうに説明したほうがいいのかと思いますが、それがWiMAXということでございます。

それでは1 指定管理者の対象施設、名称 伊江村無線基地局 陸上移動局。位置 伊江村字東江前38番地ほかということで、先ほど御説明しました基地局でございます。9カ所の基地局でございます。

2 指定管理者に指定する者 伊江村字東江前460-1、株式会社アール・イー・アイ伊江島情報通信事業所、代表取締役 余語俊彦さんにこの指定管理をしていただきたく、お願いをしているところでございます。

3 指定する者の業務 伊江村地内における無線基地局及び陸上移動局の適正管理について。

4 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までとした5カ年を指定管理の期間と定めていきたいと考えております。

以上が、本指定管理への指定についての提案理由の説明でございます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第46号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第47号 伊江漁協製氷施設改築工事（建築）の請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第47号 伊江漁協製氷施設改築工事（建築）の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

請負金額が1億1,124万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が824万円）、4契約の相手方を、（有）蔵下組（有）比嘉組建設工事共同企業体、代表者 伊江村字川平223番地、有限会社 蔵下組。代表取締役 蔵下幸六と契約をしていきたいと考えております。

なお、本建築工事の工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造の4階建てでございます。延べ床面積は574.66平方メートル、4階に製氷機を設置し、3階に氷自動搬出型貯氷庫を設置、1階に冷凍保管庫マイナス25度と、事務室、購買室の配置をしているところであります。工期につきましては、平成27年の3月31日より、平成27年10月30日までの7カ月間の予定をしているところであります。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

（休憩時刻14時54分）

再開します。

（再開時刻14時57分）

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第47号 伊江漁協製氷施設改築工事（建築）の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号 伊江漁協製氷施設改築工事（建築）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第48号 伊江漁協製氷施設改築工事（製氷・冷凍冷蔵設備）の請負契約についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第48号 伊江漁協製氷施設改築工事（製氷・冷凍冷蔵設備）の請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

請負金額が1億5,930万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,180万円）、4契約の相手方、浦添市伊祖3丁目1番7号。有限会社 沖縄小堀電機、代表取締役 宇根良彦と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の製氷・冷凍冷蔵施設の工事でございますが、先ほど休憩中に建設課長からも説明がありましたが、本工事では施設4階、製氷機1日当たり5トンの2台を設置し、合計10トンを生産する機械の要するに製氷機の設置、その下の3階に15トンの貯氷庫を2台を設置するということとあります。氷の搬出については、中2階の搬出、搬送室部分から、搬出スクリーンを経て、漁船へ自動的に積み込まれるというふうなシステムになっているというふう聞いております。工期につきましては、建築と同期間で平成27年3月31日より、平成27年10月30日までの7カ月間を予定をしているところであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島 袋 勉 議員

済みません。この2つの施設の製氷、冷凍冷蔵の耐用年数を教えていただけませんか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

この空調設備等の耐用年数ですが、やはりいろんな見方があります。そして今回新しくつくるものに関してでありますので、取得してから何年というものが一応、財務上とかそういったところであるとは思いますが、そういった詳しいことは、ちょっと今のところ持っていませんので、御答弁できませんが、耐用年数につきましては、また後ほど調べて、やはりつくった後、それがいつまでそういった管理体制が必要なのか。補助事業との中で、どのぐらいのまた期間が必要なのか。そういったところをまた精査していきながら、機会があればまたその詳しい耐用年数につきましては、御報告したいと思っております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第48号 伊江漁協製氷施設改築工事（製氷・冷凍冷蔵設備）の請負契約についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号 伊江漁協製氷施設改築工事（製氷・冷凍冷蔵設備）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第3回伊江村議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

(閉会時刻15時05分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（7番） 渡久地 政 雄

署名議員（8番） 亀 里 敏 郎